　飾区騒音対策アドバイザー派遣依頼書

年　　月　　日

飾区長　あて

　　飾区騒音対策アドバイザー派遣制度実施要綱及び飾区騒音対策アドバイザー派遣制度実施要領の規定内容を了承し、同要綱第７条第１項及び同要領第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり騒音対策アドバイザーの派遣を依頼します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 依頼者に係る事項 | 依頼者の氏名  （法人の場合は、法人名及び代表者氏名） | |  | | |
| 住所  （法人の場合は、法人所在地） | |  | | |
| 連絡先電話番号 | |  | | |
| 派遣先に係る事項 | 施設名称 | |  | | |
| 施設所在地 | |  | | |
| 連絡先  電話番号 |  | | 担当者名 |  |
| 業種 | | | | |
| 主な生産品目及び事業内容 | | | | |

|  |
| --- |
| 【依頼内容】 |

|  |
| --- |
| 【派遣先の所在地案内図 及び 施設見取図等】  　別紙のとおり |

（日本工業規格A列４番）

騒音対策アドバイザーの派遣を依頼するにあたり、飾区騒音対策アドバイザー派遣制度実施要綱に規定する以下の各事項に同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名

（職員の同行）

第９条　区長は、アドバイザー業務の状況の把握等のため又はその他必要に応じて、派遣先企業等に職員を同行させることができる。

（依頼者の費用負担）

第１２条　依頼者は、アドバイザーの派遣に係る費用を負担しないものとする。ただし、アドバイザーの助言等に基づき騒音発生抑制のための措置を講ずる場合は、依頼者が必要となる費用を負担するものとする。

（金品の授受の禁止）

第１３条　依頼者及びアドバイザーは、アドバイザー業務に関して、金品の授受を行ってはならない。

（免責）

第１４条　依頼者は、アドバイザー業務に関して、アドバイザーの派遣期間中及び派遣後に発生した事故及び損失（第４条第１号の助言又は同条第２号の説明を踏まえて依頼者が実施した騒音発生抑制のための措置に起因するものを含む。）等に対し、区及びアドバイザーに対して一切の責任を求めないものとし、区及びアドバイザーは一切の責任を負わないものとする。

（日本工業規格A列４番）